

置されたもので、上記のような現業に付随する試験を担当することを任務とする。千葉鉄道管理局の津田沼に置かれ、試験用の線路・建設物・保安設備等をもっている。

線路試験区には区長が置かれ、鉄道管理局長の指揮を受けて助役、事務掛、技術掛、線路工手長、線路土工、技工、用品手および守衛を指揮監督し、区に属する一切の業務を処理している。これらの職員を線路試験区従事員と呼んでいる。(宮坂正直) **せんろじっそくず 線路実測図(地方鉄道軌道の)** 地方鉄道および軌道の工事施行認可申請書に添付する線路の実測図面(地方鉄道法第13条、軌道法施行規則第7条)。

1 地方鉄道の線路実測図は平面図と縦断面図の2種類で、平面図は縮尺 $\frac{1}{25,000}$ 以上とし、線路の左右各200m以内の地勢を明らかにし、そのほか付近の市街・村落・社寺・名勝・旧跡・公園・道路・鉄道・軌道・山岳・河川(はん濫地域を記入する)・運河・港湾等を記し、都府県都市町村の境界および方位を示すことになっている。線路中心線には1kmごとにキロ程を記し、

曲線の半径および交角ならびに停車場・停留場および信号所の位置・名称および中心キロ程を記入することになっている。

縦断面図の縮尺は長さは平面図と同一とし、高さは $\frac{1}{2,000}$ 以上で、中心線・地面および施工基面の高低ならびに築堤の高さ、切取の深さを200mごとに記し、隧道(ずいどう)の長さ、橋梁(きょうりょう)(溝橋を含む)の径間および径間数、桁(けた)の種類および材質、停車場・停留場および信号所の名称および中心キロ程、重要な踏切道ならびに線路の勾配(こうばい)を記入することになっている。線路が他の鉄道または軌道と交差・連絡または接近するときは、その鉄道または軌道の前後各1km間の中心線および高低の関係を明らかにし、また線路が市街地を通過し、またはこれに接近するときは、べつに縮尺 $\frac{1}{2,500}$ の平面図および縮尺長 $\frac{1}{2,500}$ 、高さ $\frac{1}{400}$ の縦断面図を添付することになっている(地方鉄道法施行規則第11条)。

2 軌道の線路実測図は、平面図の縮尺を $\frac{1}{2,500}$ 以上とし、線路の左右各40m以内の地形を明らかにし、道路の種類、軌道

縮尺 縦横 二千五百分の一 (ただし本図は縮写のため縮尺は違っている)
 (施工基面高と東京湾平均海面との関係を明記すること)
 何々線何々何々間々々起点 〇〇〇〇kmから 〇〇〇〇kmまで
 線路縦断面図

